

徳山ダムに係る導水路検討会【第6回】(06.08.30)

～【第7回】(07.08.22)に至る過程の不透明さと情報公開請求について

- 国（国交省中部地方整備局との関係で） -

「徳山ダムに係る導水路検討会【第6回】(06.08.30)」は上流（一通）案となり、07年2月には「徳山ダムをやめさせる会」として中部地整河川部に説明を求めた際も、この「案」で説明を受けている。徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】(07.08.22)」で長良川に徳山ダムの水を流すという上流分割案となったことは、この問題をウォッチしてきた人間にとっても不可解なものであった。

07年9月頃の中部地整河川部の担当者の「事業費が10億円圧縮できるから、それがすべてです」という「説明」はいかにも苦しく、前回の「検討会」以後ほぼ1年の間に「一体の何があったのか？ どういう過程で『上流分割案』となったのか」の説明を求めてきた。

しかし国（中部地整河川部）及び岐阜県（河川課）は、一貫して「HPに掲載している議事要旨と資料がすべて」「議事録はない。ないものはないから、開示請求されても『不存在』となる」「その他には中部地整と3県1市が共有した資料は（情報公開請求対象文書「公文書」としては）存在しない」と言い張った。

08年5月22日に中部地整に開示請求した。請求文書名は以下

徳山ダムに係る導水路検討会の会議記録(録音データを含む)('議事要旨'ではありません)

同年6月12日付けで不開示決定通知書が来た。

不開示とした理由 該当する文書は不存在

ただし、08年6月12日に、中部地整河川部が、かなり唐突に「07年1月23日付愛知県企業庁・名古屋市上下水道局の要望書」をファクスしてきた。3県1市の中で相当にいろいろな議論が噴出していたものと思われる。

この時点で事業者は国（中部地整である。説明責任は一義的に国（中部地整）にある。

そして、国との関係では以下のように、166国会（2007年）通常国会の質問主意書との関係も無視できない。

.....

07.06.12 近藤昭一議員からの質問主意書

07.06.22 答弁書

166国会

378 徳山ダムに係る木曾川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書

【質問】

二(三) 一九九四年の湯水の際の木曾川での河川環境被害が、徳山ダムから緊急水二〇m³/秒を補給することで、どのような被害軽減効果があるのか。

前記開示請求者は、同時に「一九九四年湯水時の木曾川(特に犬山頭首工より下流)の環境被害軽減対策の検討に係る資料」の開示請求を行ったが、五月七日付けで中部地方整備局長は、「該当する行政文書は不存在」と通知している(国部整総情第三二号)。

「異常湯水時に徳山ダムから緊急水補給(二〇m³/秒)することで河川環境被害を軽減する」というのは、科学的根拠を欠く稚拙な「イメージ」にすぎないのではないか。この程度の「イメージ」で当事業の検討がなされてきたと解してよいのか。

のレベルで、これまで「調査費」を予算化してきたのは適切といえるか。

昨年度及び今年度の「調査費」の用途の細目を明らかにし、「調査費」予算化の妥当性を説明されたい。

三月二三日衆議院環境委員会における門松政府参考人答弁では「なお、異常湧水時におきまず緊急水の補給によりまして、木曽川の環境にどのような効果があるか、定量的に把握すべく、今検討している最中でございます」となっているが、実際は、「木曽川の環境にどのような効果があるか、定量的に把握す」ための条件すら存在していないのではないか。

定量的把握が可能であるというなら「文書不存在」という決定が誤りであり、実は別に検討資料が存在するということか。

これまで「不存在」だった資料が、「これから」（すで一九九四年湧水から一三年経過している）作成され、被害軽減の根拠資料となるとすれば、非常に不可解である。理解しうる説明をされたい。

(四) 前述を踏まえ、緊急水(二〇m³/秒)を導水した場合、一九九四年規模湧水における木曽川での河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当事業の必要性・妥当性を根拠をもって示されたい。

【回答】

二の(三)及び(四)について

国土交通省においては、徳山ダムから、異常湧水時に導水路により一級河川木曽川水系木曽川(以下「木曽川」という。)に緊急水を補給することにより、木曽川の河川環境の改善にどのような効果があるかについて定量的に把握するため、平成十八年度及び平成十九年度の予算において措置された木曽川水系連絡導水路事業(以下「導水路事業」という。)に係る調査費により、調査等を行っているところである。これまで行った調査、現在行っている調査等の結果における流量、水質等に注目することにより、当該効果の定量的な把握は十分可能と考えている。御指摘の五月七日付けの中部地方整備局長の通知のとおり、「一九九四年湧水時の木曽川(特に犬山頭首工より下流)の環境被害軽減対策の検討に係る資料」は、存在しない。

当該調査費は、予算歳出費目「直轄河川総合開発事業費」の「測量及び試験費」として措置されている。国土交通省においては、当該調査費により、測量、水文・水質観測、環境調査、施設設計等を行っており、これらの調査等の結果を踏まえ、今後、お尋ねの「河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当性」についても、具体的に検討することとしている。

当該緊急水の補給により、木曽川の流量が増えることから、木曽川の河川環境の改善に一定の効果があることは明らかであると考えており、平成十八年度及び平成十九年度の予算において当該調査費が措置されたことは、妥当であると考えている。

08年8月6日に、中部地整河川部は、答弁書にある『「河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当性」についても、具体的に検討』した会議は、徳山ダムに係る導水路検討会【第7回】であると回答した。

同年8月9日に、中部地整に開示請求を行った。

【徳山ダムに係る導水路検討会】第7回での議論の前提として出席者が共有したH18年度・H19年度調査費によった測量、水文・水質観測、環境調査、施設設計等の調査結果（詳細は【別紙】に）

(補正を繰り返した挙げ句の最終的な開示請求文書名は以下))

答弁書(平成19年6月22日内閣衆質166第378号)で「国土交通省においては、徳山ダムから、異常湧水時に導水路により一級河川木曽川水系木曽川(以下「木曽川」という。)に緊急水を補給することにより、木曽川の河川環境の改善にどのような効果があるかについて定量的に把握するため、平成十八年度及び平成十九年度の予算において措置された木曽川水系連絡導水路事業(以下「導水路事業」という。)に係る調査費により、調査等を行っているところである。<略>国土交通省においては、当該調査費により、測量、水文・水質観測、環境調査、施設設計等を行っており、これらの調査等の結果を踏まえ、今後、お尋ねの「河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当

性」についても、具体的に検討することとしている。」としたところの検討にあたって使用した資料のうち、【徳山ダムに係る導水路検討会】第7回での議論の前提として出席者（行政機関としての3県1市及び中部地方整備局）が共有したもの（ホームページで公開されているもの、及び、平成18年度及び平成19年度の予算において措置された木曾川水系連絡導水路事業に係る調査費により行われた業務の報告書は除く）

これに対して中部地整は 08.09.08 付けで「非公開（理由：不存在）」の決定をした。
（ 行政事件訴訟法による非公開処分取消訴訟の準備）

<平成十八年度及び平成十九年度の予算において措置された木曾川水系連絡導水路事業（以下「導水路事業」という。）に係る調査費により、調査等を行っているところである。<略>国土交通省においては、当該調査費により、測量、水文・水質観測、環境調査、施設設計等を行っており、これらの調査等の結果を踏まえ、>「河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当性」についても、具体的に検討することとしている。>と答弁しているのに、その検討の会議で「平成十八年度及び平成十九年度の予算において措置された木曾川水系連絡導水路事業の調査等」の資料が使用されたかどうか「分からない」。何を以て「『河川環境被害の軽減効果の具体的な予測及び当該事業の必要性・妥当性』」についても、具体的に検討したのかが「分からない」のである（HPに公開されているものを見る限りにおいては使用されたとはいえない）。

国（国交省）は「間接民主制だから」ということを以て、市民の直接の声は「聞きおだけ」にする。ではせめて正式手続を踏んでなされた国会議員の質問主意書への答弁書でウソや隠しごとがあってはならないはずである（国民は主権者として行政をチェックするすべての方策を封じられる。およそ民主主義国家とはいえなくなる）。

「念のため」9月17日に開示請求をした：

開示請求文書名：[徳山ダム導水路検討会]第6回以降第7回までの間の3県1市及び中部地整担当者会議での資料・議事録・その他の文書（音声データ等を含む）

すると10月17日付けで（補正の話もなく）開示決定通知書が届いた。

開示する行政文書の名称：徳山ダムに係る導水路検討会幹事会等資料
（請求文書名：[徳山ダム導水路検討会]第6回以降第7回までの間の3県1市及び中部地整担当者会議での資料・議事録・その他の文書（音声データ等を含む）

訴訟になった場合は、状況からして国が敗訴する可能性も大きい（情報公開請求のレベルでは、行政側の敗訴確率は比較的大きい）。国は訴訟によるリスクを回避しようとしたのだ、と私は考えている。

開示されたのは以下。

第3回幹事会 06.10.26
第4回幹事会 06.11.27
06.2.26 徳山ダムをやめさせる会として説明を聞きに行く（笹森氏が対応）
第5回幹事会 07.3.16

06.3.21 徳山ダムをやめさせる会主催：「導水路問題学習会」(於：名古屋)
連絡調整会議 07.3.26
第6回幹事会 07.4.06
第7回幹事会 07.4.13
第8回幹事会 07.4.23
第9回幹事会 07.6.11
連絡調整会議 07.6.13
第10回幹事会 07.7.4
第11回幹事会 07.8.2

<幹事会> ... 「徳山ダムに係る導水路検討会【第5回】(06.5.12)」で、それまで課長級会議だった「徳山ダムに係る導水路検討会」を部長級会議に格上げし、課長級会議を幹事会としました。

なお、08年10月27日に投函した以下のような開示請求をした。

<p>「徳山ダムに係る導水路検討会」幹事会等資料のうち、2006年8月30日以前のもの (第1回、第2回) 及び2007年8月22日以後直近までの分(未開示の分) ただし幹事会「等」の「等」に、連絡調整会議その他関連諸会議を含むものとする</p>

第1回幹事会資料に先立つ7文書も含め、17文書を出してきた。

これら全部は「長良川市民学習会」ホームページにアップされている。

<http://dousui.org/kanji/>

08.12.06 近藤 記